

# 【第5次県工事事務事故防止対策推進計画の概要について】

## 県工事事務事故防止対策推進計画とは

- 県では、県工事における事故防止対策のための基本計画である『県工事事務事故防止対策推進計画』を5年ごとに策定
- 『県工事事務事故防止対策推進計画』に基づき、毎年度の行動計画である『県工事事務事故防止対策事業計画』を策定

## 県工事事務事故防止対策推進計画が策定された背景

- 昭和53年の白石市小原での土砂崩壊事故（7名死亡）を契機に労働災害防止に取り組むため『県工事事務事故防止対策委員会』を設置
- 『県工事事務事故防止対策委員会』では、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成8年に『第1次県工事事務事故防止対策推進計画（5か年計画）』を策定
- 以降、5年ごとに『県工事事務事故防止対策推進計画』を策定し事故防止対策を実施

## 《第5次（平成29～33年度）県工事事務事故防止対策推進計画》

### 基本方針

『危険ゼロ』の実現を目指す。

### 重点取組事項

「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」のいわゆる建設業の三大災害を重点的に取り上げ、「**法令等の遵守**」、「**研修機会の拡充**」、「**労働災害の予防**」を重点取組事項として計画を推進する。

### 目標

- ・県工事における**死亡災害を撲滅**する。
- ・県工事における**労働災害を第4次計画期間中の労働災害から半減**させる。

〈労働災害死傷者数〉  
第1次（H8年～H12年）:111人  
第2次（H13年～H17年）:86人  
第3次（H18年～H22年）:74人  
第4次（H24年～H28年）:152人

### 事業計画

#### 安全文化の創造

##### 法令等の遵守(重点取組事項)

- ・工事現場安全点検(拡充)
- ・安全衛生管理計画の指導(拡充)
- ・元請と下請との適正な契約(新規)
- ・安全衛生管理手引きの活用(継続)

##### 研修機会の拡充(重点取組事項)

- ・安全講習会(拡充)
- ・安全管理研修(継続)
- ・労働安全衛生マネジメントシステム(継続)
- ・継続教育(CPD)(継続)

##### 安全情報の一般公開

- ・現場のオープン化(継続)
- ・安全情報の公開(継続)

##### 優れた施工業者の選定

- ・入札制度における安全管理の評価(継続)
- ・工事成績への加点(継続)
- ・表彰(継続)
- ・罰則(継続)

#### 労働災害の防止

##### 労働災害の予防(重点取組事項)

- ・リスクアセスメント(継続)
- ・快適職場環境づくり(拡充)
- ・災害復旧・復興工事に向けた取組(拡充)
- ・新技術・新工法の活用(新規)

##### 労働災害の再発防止

- ・事故調査(継続)
- ・事故データベースの活用(拡充)

##### 工事発注者としての配慮

- ・適正な経費の負担(拡充)
- ・適正な工期設定、発注の平準化(拡充)
- ・施工条件等の変更への対応(拡充)
- ・安全管理の設計審査(継続)
- ・建設工事従事者の処遇改善及び地位向上(新規)

#### 安全管理体制の充実

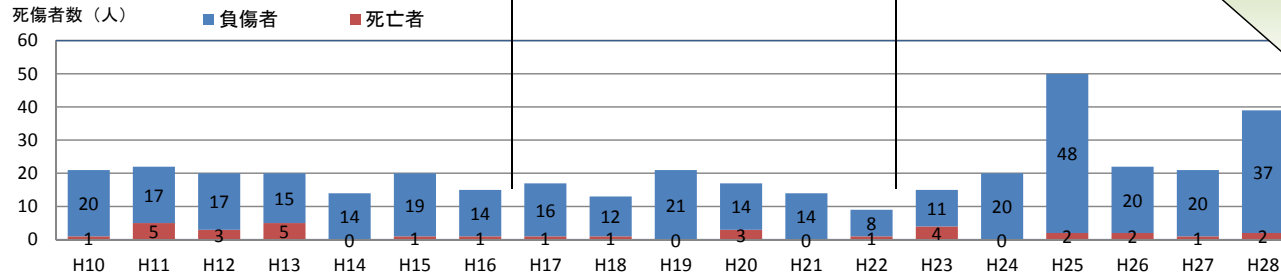
##### 安全管理体制の充実

- ・安全管理監督職員の配置(継続)
- ・事業計画の評価、改善(継続)
- ・関係機関との連携(継続)

# 【県発注工事における労働災害の現状について】 1/2

## 1. 県発注工事における労働災害の現状

### (1) 全体の傾向



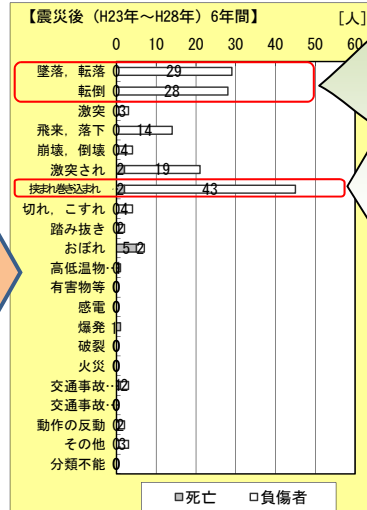
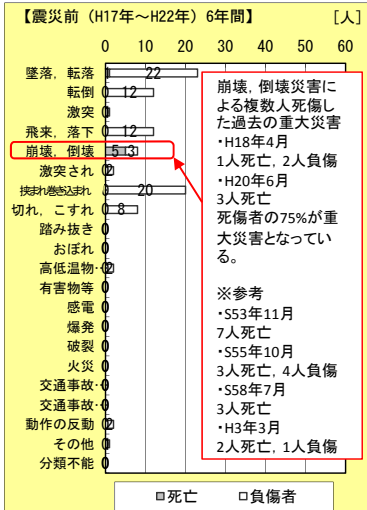
◎東日本大震災前の労働災害は、平成10年に死傷者21人だったものが、平成22年には9人まで減少し、長期的に見ると減少傾向であった。

◎震災後は一転し、平成25年には過去最高の50人まで増加した。その後の平成27年には一旦21人まで減少したが、復旧・復興工事の本格化に伴い再び増加に転じ、平成28年は39人の死傷者となっている。

◎震災前後6年間の労働災害による死傷者を比較すると、復旧・復興工事に伴う労働災害の増加により、震災前の死傷者91人に対して、震災後は167人と約1.8倍の増加になっている。

◎労働災害が発生した工事現場の多くには、法令違反が認められる。

### (2) 事故の型別

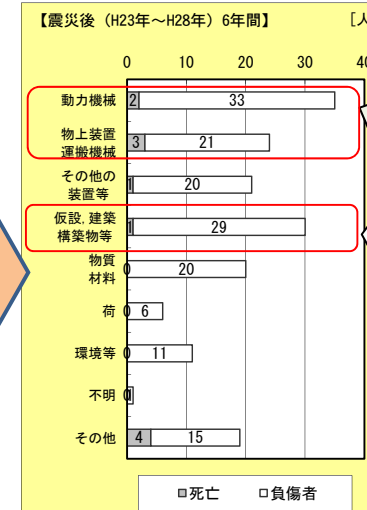
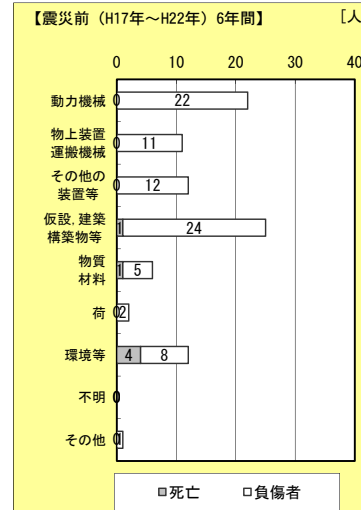


◎「挟まれ、巻き込まれ」は約2.3倍に増加し、全体の約3割を占める。

◎「墜落、転落」は約2割増加し、「転倒」は約2.3倍に増加し、それぞれ全体の約2割占める。

◎「崩壊、倒壊」は、近年は少ないものの、過去には3人以上の死傷者を含む重大災害が6件発生している。

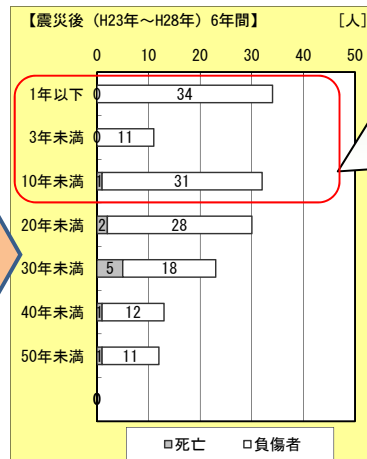
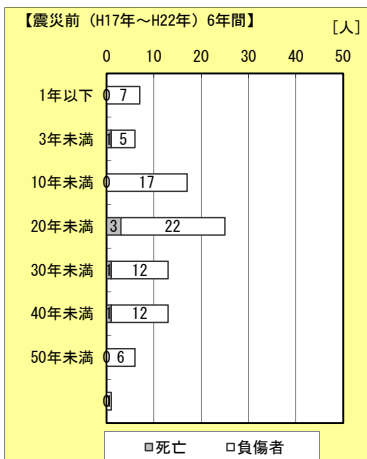
### (3) 起因物別



◎「動力機械」「物上装置・運搬機械」を合わせた建設機械、クレーン等に起因する災害が約1.8倍に増加し、全体の約4割を占める。

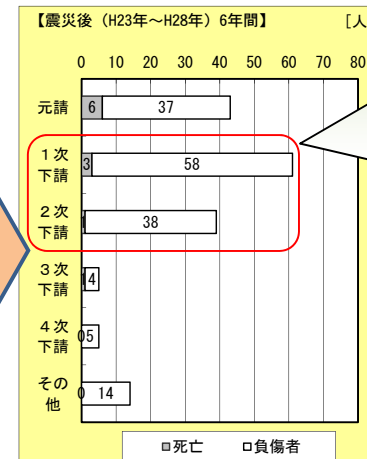
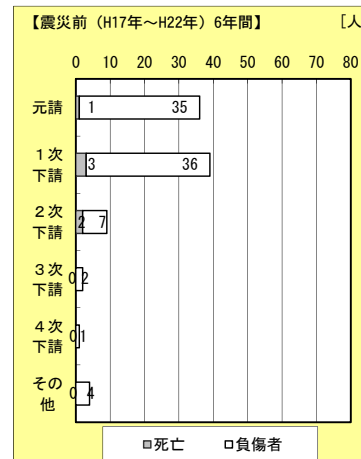
◎仮設物、建築物、構築物等を起因とした足場や脚立からの墜落・転落による事故が全体の約2割を占める。

### (4) 経歴年数別



◎経歴年数10年未満の未熟練労働者の災害が約2.6倍に増加し、全体の約5割を占める。

### (5) 受注形態別



◎1次及び2次下請業者による災害が約2.1倍に増加し、全体の約6割を占める。

## 2. 国等の動き

◎「建設工事従事者の安全及び健康の推進に関する法律」（国土交通省）を踏まえた取組（平成29年3月施行）

### 〈基本施策〉

- ・請負契約における経費の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ・建設工事従事者の安全に配慮した設計、省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及など

◎「第12次労働災害防止計画」（厚生労働省）の反映（平成25年度～平成29年度）

### 〈建設業における実施対策〉

- ・墜落・転落災害防止対策
- ・震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策など

◎「新・みやぎ建設産業振興プラン」（宮城県）との連携（平成28年3月策定）

### 〈労働災害防止に資する施策〉

- ・建設産業の健全化
- ・技能者の処遇改善の徹底
- ・現場の省力化・効率化など

## 3. 県発注工事における労働災害の現状等から見た課題

◎震災後に増加している高所からの「墜落・転落災害」や重機等に挟まれ・巻き込まれによる「建設機械・クレーン等災害」、重大災害になりやすい「崩壊・倒壊災害」の建設業の三大災害の防止に重点的に取り組むことが必要。

◎労働災害が発生した工事現場の多くに法令違反が認められることから、法令遵守に向け、発注者等による工事現場の安全点検の実施拡大、安全衛生管理計画等及び元下関係の適正な契約締結の指導徹底を図ることが必要。

◎労働災害防止の実効を向上させるうえで、安全衛生教育は極めて重要な手段であることから、安全講習会等を拡充し、工事関係者に対する安全衛生教育の支援を充実させることが必要。特に、経験年数の少ない未習熟労働者や下請会社の労働災害が増加していることから、未習熟労働者や下請会社まで安全講習等の対象を拡充するとともに、内容についても充実を図ることが必要。

◎復旧・復興工事の最盛期を迎えているなか、労働災害の発生原因や背景なども踏まえた予防策を講じていくほか、建設業就業者の減少と高齢化が進行していること及び未習熟労働者の労働災害が増加していることを踏まえ、作業環境の改善に向けた指導の徹底と、施工の省力化・効率化等により安全作業を可能とする新技術・新工法（ICT技術等）を積極的に活用することが必要。

◎労働災害の防止には、工事発注者としての安全に対する配慮も重要であり、安全を考慮した適正な経費の負担、適切な工期の設定及び工事発注の平準化といった取組が必要。また、受発注者が一体となった取組を促進するため、その前提として建設工事従事者が安心して作業に従事できるよう建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に資する取組も必要。